

奈良時代施薬院の変遷

岩本健寿

はじめに

周知のように、施薬院及び悲田院の設置は、光明皇后の事績の一例として語られるが、その一方で、この両院は、日本古代における、今日我々が言うところの社会福祉・社会救済的活動に関する代表的施設としても、王権による賑給・賑恤や仏教による救済諸活動などと並び、歴史学や社会福祉研究の立場からしばしば言及される。^①

とはいえ、両院について明示する史料が少なく、なかでも、八世紀階の史料となると更に少なくなるため、その組織や運営・活動については依然として不明な点が残されたままである。また、施薬院と悲田院とは、併せて考察の対象とされることが通例であるもの、言及する史料の数でいえば施薬院に言及する史料の方が圧倒的に多く、八世紀における、光明皇后設置とされる悲田院の活動の具体例を明示する史料は皆無である。そこで、本論文では、光明皇后が設置した施薬院の、八世紀における変遷について論じる。

一 皇后宮職下施薬院の成立

皇后宮職下の施薬院は、藤原光明子立后^②の翌年、天平二年（七三〇）に設置された。これについて、『続日本紀』（以下、『統紀』）天平二年四月辛未条には、

辛未、始置皇后宮職施薬院、令諸国以職封并大臣家封戸庸物充^レ価、買取草薬、毎年進^ル之。

とあり、そこでは、「職封」すなわち光明皇后の封戸と「大臣家封戸」すなわち藤原不比等（故人）の功封の庸物を元手に、諸国が草薬を購入し、それらを毎年施薬院に貢進することにしたことがわかる。

前者については、養老禄令10食封条に「中宮湯沐二千戸」という規定があり、当規定に対して『令集解』のなかで「古記」が注釈を施しているので、大宝令でも同規定であったと推測され、光明皇后は皇后であって中宮ではなかったものの、当規定が光明皇后にも準

用されていたとされる。^③

後者は、慶雲四年（七〇七）四月に藤原不比等に賜与された食封に淵源をもつ。当初、朝廷からは五〇〇〇戸下されるはずだったが、不比等が一部を辞退して二〇〇〇戸となり、不比等没後も廃されることなく伝世された。^④この食封は、天平一三年に公に返上することが願ひ出されているが、その際の戸数が五〇〇〇戸となっている。^⑤

そこで、慶雲四年から天平一三年の間に、藤原不比等功封について、何らかの変動があったことが想定されるが、その変遷については各説様々で、^⑥施薬院が設置された天平二年四月時点での戸数は不明である。ただ、いづれにしる、それが少なくとも二〇〇〇戸以上だったことは確かであろう。

このように、都合四〇〇〇戸以上にわたる封戸の庸物が付与されたと想定できる施薬院だが、実際に草葉を購入したのは諸国であって、発足当初、施薬院による草葉入手は、諸国に大きく依存していたと考えられる。

さて、皇后宮職下への施薬院設置には、興福寺内における施薬・悲田両院設置との関連が常に説かれる。^⑧興福寺内における施薬・悲田両院設置について、『扶桑略記』養老七年（七二二）条は、

（養老七年）

同年、興福寺内建施薬院・悲田院、施入封戸五十畑・伊与

水田一〇〇町・越前国の稲一三万束が両院に付与されたこともわか

と記し、養老七年に、両院の設置と同時に、封戸五〇畑・伊予国の

水田一〇〇町・越前国の稲一三万束が両院に付与されたこともわか

るが、従来説かれているように、両院の設置は、光明子の影響下において、藤原不比等の供養を目的としてなされたのだろう。^⑩

興福寺内の悲田院は、『興福寺流記』^⑪が記載する四門の一つ「北悲田門」付近にあったと想定されている。同書は、「悲田門」に注を付すが、そこには、

為病苦孤独之所住。為勞養也。宝字記云、此治者院。

とあり、悲田門付近には、天平宝字年間に成立したであろう「宝字記」が「治者院」と呼ぶ施設があり、ここでは「病苦孤独」者を「勞養」していたことがわかる。「悲田」という語句は、例えば『像法決疑経』^⑫のなかで、

我於処処經中説布施者、欲令出家・在家人、修慈悲心、

布施貧窮孤老乃至餓狗。我諸弟子不解我意、専施敬田

不施悲田。敬田者即是仏法僧宝、悲田者貧窮孤老乃至蟻子。

此二種田、悲田最勝。

と説かれているように、三宝への施しである敬田に対するもので、貧窮孤老などへの施しを意味する仏教用語である。その語を体現するかのようには、興福寺内では、悲田門付近を中心に悲田活動が行われていたのだろう。

ただ、これら施薬院・悲田院・治者院の相互関係は一切わからない。そもそも、興福寺内のこれらの施設、特に施薬院・悲田院と、皇后宮職下に設置された施薬院・悲田院とが、同一の施設を指すのかどうかさえも議論のあるところである。

先行諸説は、大きく、①興福寺内の両院と皇后宮職下の両院とは同一の施設を指すとするもの⁽¹³⁾と、②それらは別々に設置されたとするもの⁽¹⁴⁾に分けられ、また、その分類とは全く別の角度から、③皇后宮職が、直属の両院ばかりでなく、諸寺内の両院や両院に類似する施設をも支えていたとするものがある⁽¹⁵⁾。

③について、井山温子氏は、皇后宮職下への施薬院設置の時期（天平二年四月辛未（二一七日））と、『興福寺流記』が記載する、光明皇后発願による興福寺五重塔の建立開始時期（天平二年四月二八日）とが近接していること、及び皇后宮職が、諸寺内に写経司・写経所を置き、これらを管轄するかたちで写経事業が推進されたことに注目し、前掲『統紀』天平二年四月辛未条は、興福寺の施薬・悲田両院を皇后宮職の管下に置いたことを示すものであるとした。一方、勝浦令子氏は、皇后宮職と興福寺との関わりは何らかのかたちで想定されるものの、皇后宮職下の施薬院は、興福寺の施薬院のみに限定されず、その他複数の寺院における施薬活動を支えていたのではないかとする⁽¹⁶⁾。

井山氏が注目された点は重要であるが、それは、興福寺内の施薬院と皇后宮職下の施薬院とが同一であったことへの決定的根拠にはなり得ないだろう。むしろ、『統紀』天平宝字元年（七五七）二月辛亥条に、

勅、普為救養疾病及貧乏之徒、以越前国墾田一百町、永施山階寺施薬院。伏願、因此善業、朕与衆生、三檀福田窮於

来際、十身業樹蔭於塵区、永滅病苦之憂、共保延寿之業、遂契真妙之深理、自証円満之妙身。

とあって、皇后宮職下に施薬院を置いた後の天平宝字元年時点においても「山階寺施薬院」なる施設が存在したことが読みとれ、同時に、同時期には、後程ふれるが、紫微中台官人を中心とする下の施薬院が運営されているので、両施設が別々に存在したことがわかる。なお、紫微中台は、天平勝宝元年（七四九）に皇后宮職が発展したもので、それが坤宮官に改称されるのは天平宝字二年である。

また、『新抄格勅符抄』所引宝亀十一年（七八〇）二月一日膳勅符のなかで、

山階寺千二百戸

という記載に対し、

但天平勝宝五年入悲田口分百戸

という注記が付されている。ここから、天平勝宝五年に興福寺へ悲田活動のために封戸一〇〇戸が施入されたことがうかがえ、前掲天平宝字元年勅とあわせて、八世紀半ばの興福寺においては、施薬・悲田活動が行われていたことがわかる。

ただ、この勅は、恐らく、光明皇太后の影響を受けて孝謙天皇が発したと思われる、光明皇太后及びその指揮下にある紫微中台が興福寺と関係を有していたことは否定できない。もちろん、紫微中台が興福寺以外の寺院と関係を有していたことは当然である。むしろ、日本古代において国家と寺院との関わりは自然のことであって、光

明皇太后が藤原氏の出自であっても、勝浦氏の指摘されるように、皇后宮職（紫微中台・坤宮官）が、興福寺以外にも、複数寺院の施薬活動と関わっていたとするのがよい。

こうした光明皇后の一連の活動は、『統紀』天平宝字二年八月庚子条で、

皇太后（中略）大慈至深、建薬院、普濟、弘願潜運、設悲田、而広救。

というふうに表示され、また、『同』同四年六月乙丑条所収の光明皇太后崩伝では、

設悲田・施薬両院、以療養天下飢病之徒也。

と記される。一般的には、この両記事を根拠に、皇后宮職の下に施薬・悲田両院が設置されたと導かれているが、ここでは、勝浦氏による示唆の通り、皇后宮職内にとどまらない広範囲に及ぶ活動が想定されているのだろう。

そうだとすると、この両記事は、皇后宮職下における施薬・悲田両院設置の根拠としては説得力に欠ける。そもそも、両院を組にして語ることは慎重でなければならない。というのも、一方は『統紀』に設置記事があり、もう一方はないなど、両院の性格には何らか、相違点のあることが想定されるからである。名称についていえば、「施薬」が、「薬ヲ施ス」という具体的行為を示すのに対し、「悲田」は、具体的な行為を示すものではなく、貧窮孤老などに施しを行うという仏教用語であり、解釈によっては、「施薬」も「悲

田」の一部になり得るだろう。その「施薬」を「悲田」たらしめるのは、仏教を通じてのみであり、施薬院に比べ悲田院の方が仏教色の濃いものであることがわかる。とはいえ、冒頭で述べたように、両者に言及する史料は非常に少なく、遺憾ながら現時点ではこれ以上のことを導き出せないため、本稿では、悲田院への言及は最小限度にとどめて、その考察については今後の課題としたい。

以上のことは、間違いなく光明子の仏教信仰と深く関わっているが、彼女が興福寺や皇后宮職に施薬院などを設置した背景として、もう一つ、武則天（則天武后）によって設置・運営された悲田養病坊の影響が挙げられている。¹⁷⁾

悲田養病坊は、長安年間（七〇一〜七〇四）に武則天が設置した機関で、¹⁸⁾そこでは、仏僧尼が中心となって貧窮孤老を収養していた。また、開元五年（七一一）には、悲田養病坊が金銭貸借を行っていたためにその雰囲気は乱れており、廃止が上表されたが、却下されている。¹⁹⁾すなわち、国家が、悲田養病坊による金銭貸借を黙認したのである。加えて、開元二二年になると、その運営費として、本銭の利息が割り当てられてた。²⁰⁾

このように、悲田養病坊は、国家から財政援助を受ける一方、実質的には仏僧尼によって運営されていた。唐代悲田養病坊以前の中国大陸における貧窮孤老の収養事例は多数知られるが、なかでも、悲田養病坊という名称や仏僧尼による運営など、仏教を全面に掲げたことは、唐代悲田養病坊の特徴だといえる。こうした悲田養病坊

の在り方が、光明子にも影響したのだろう。ただ、詳細な検討は、紙幅の都合上、次稿以降に譲りたい。

二 一次史料のなかの施薬院

ここでは、皇后職宮下の施薬院（以下、単に「施薬院」）が従事したことを整理したい。

まず、その立地について、皇后宮職は、同職関連の木簡の出土状況により、長屋王の変の後、同邸のあった平城京左京三条二坊一・二・七・八坪に新設されたとされるが、⁽²²⁾施薬院は、皇后宮職宮下の諸司とともに、同職の敷地内に立地していたものと想像できる。左京三条二坊八坪に接していた二条大路南側の東西溝SD五一〇〇から、「薬院」と書かれた墨書土器（杯）⁽²³⁾や「小薬」と書かれた墨書土器（杯）⁽²⁴⁾が出土していることも、その傍証となろう。前者に記された「薬院」は、皇后宮職宮下の施薬院を指し、後者は、施薬院関連の土器と考えられる。

なお、出土文字史料としては、ほかに、東大寺大仏殿回廊の西地区から出土した、

（表）薬院依仕奉人^{大伴部島上} 入正月[□] 肥後国菊地郡^{子カ} 養郷人^{大伴部稲衣} 入正月五日[□]
（裏）悲田院悲^{回カ} 院 充大[□] 不[□] 末[□]

という木簡がある。本木簡が出土した層からは、「吹銅一万一千二百廿二斤」など、大仏鑄造に関する木簡が多数出土していることか

ら、本木簡も同時期のものと考えられ、⁽²⁶⁾施薬院が造仏事業にも関与していたと推されている。⁽²⁷⁾

以上までに掲げた史料のほかに施薬院を明示するものは、正倉院文書のみであるが、以下では、それらを時系列に沿って提示し、施薬院の変遷について述べる。

施薬院創設に影響を及ぼしたとされる悲田養病坊が、開元五年時点で金銭貸借を行っていたことにはふれたが、施薬院も、同様のことを行っていた形跡がある。

施薬院報抄 錢百九十文

右、件錢者、先日為亡者所借、返到遣、依教領納了、謹白

天平十一年八月十一日高志史広道

右の史料は、⁽²⁸⁾天平十一年八月一日付けの施薬院報抄である。そこには、以前施薬院から錢を借りた人物が亡くなったため、錢一九〇文を返納したことが記されている。ここから、施薬院による金銭貸借（出挙か）の実施が推測されるが、おそらく、その利息は施薬院の運営に充てられていたのだろう。なお、本史料に登場する高志史広道は、施薬院官人であるという以外、その他の経歴などは一切不明である。

聖武太上天皇の没後の天平勝宝八歳六月二一日になると、大量の薬物が東大寺に施入された。そのことを記録したいわゆる「種々薬帳」⁽²⁹⁾は、それらの薬物について、

安置堂内、供養廬舎那仏。若有縁病苦可^レ用者、並知僧

綱、後聴充用。

と述べ、ここにおいて、盧舎那仏の供養のために施入した薬物だが、必要あらば、僧綱に通知後の出用が認められた。正倉院伝来の薬物には日本列島外産のものが多く含まれ、また、「種々薬帳」に記載される薬物には、八世紀の日本列島では入手不可能とされるものがあるため、天平勝宝八歳に施入された薬物は、たいへん貴重なものだったと考えられる。そして、そうした状況下であるならば、それらが必要とする事態に至った場合、東大寺正倉に安置されている薬物を請求することが薬物の安易な入手方法であり、その出納の度ごとに、盧舎那仏及び聖武太上天皇が想起されたことだろう。同時に、それは両者の供養につながることもあり、そこに、これら薬物を施入した目的があったのかもしれない。

東大寺正倉に安置された薬物は、案の定、たびたび出蔵された。その記録の一部は「双倉北雑物出用帳」として時系列でまとめられている。この出用帳の冒頭から天平宝字末年までの出用記録を列記すると、次のようになる（括弧内は出用年月日）。

- ① 人参五〇斤（天平勝宝八歳一〇月三日）
- ② 沙金二〇一六両（同九歳正月二一日）
- ③ 治葛三両（天平宝字二年一二月一六日）
- ④ 桂心一〇〇斤（同三年三月二五日）
- ⑤ 花氈六七枚（同年四月二九日）
- ⑥ 防葵一斤八両ほか（同五年三月二九日）

⑦ 欧陽詢真跡屏風一具一二扇（同六年二月一四日）

⑧ 桂心一五〇斤（同八年七月二七日）

⑨ 御大刀四八口ほか（同年九月二一日）

⑩ 檢定分文一卷ほか（同年一〇月一三日）

このうち、①から⑤までのいずれの記録においても葛木戸主の自署を確認できるが、①から④までは、その墨色・筆跡を根拠に、一度に書いたと判断され得るといえる。³²すなわち、本出用帳は、④の出用（天平宝字三年三月）以降に作成され、それ以前の記録である①から③までは、遡って書かれたというのである。ちなみに、①と②で「葛木宿禰戸主」と記される箇所について、②の出蔵のきっかけとなった請求文書である天平勝宝九歳正月一八日付け「請沙金注文」³³では「葛木連戸主」となっており、天平勝宝九歳正月段階においては、葛木戸主は連姓だったことがわかる。つまり、「葛木宿禰戸主」とある①②は、葛木戸主への宿禰賜姓後に記されたことが推されるのであって、それは、本出用帳が④以降に作成されたことへの傍証になるといえる。なお、「葛木宿禰戸主」の初出は、『統紀』天平宝字元年（天平勝宝九歳）五月丁卯条である。

そのような特色を有する「双倉北雑物出用帳」において、「施薬院」と明示された記録は①④⑧である。以下、それぞれ提示しなから論を進めていこう。

- ① 人参伍拾斤小

右、依 製御 充 施薬院 合薬料、下充如 件付 養牛廿

天平勝宝八歳十月三日主典葛井連

造寺長官佐伯宿禰

賢子葛木宿禰「戸主」

本記録では、天平勝宝八歳一〇月三日、御製に基づき、施薬院で

の合薬のために、人参五〇斤（二一・一五kg）⁽³⁾が出蔵されている。

その「御製」の理解については、④の理解がその助けとなろう。

④ 桂心壹佰斤小

右、依 御製、充 施薬院、付 薬園司尾張大海、

天平宝字三年三月廿五日主典阿刀連「酒主」

造寺司次官高麗朝臣「大山」

判官河内恵師「祖足」

檢財使

礼部大補「市原」王

坤宮大忠葛木宿禰「戸主」

鎮国次将田中朝臣「多太麻呂」

坤宮大疏池原君「禾守」

大内記日置造「葛麻呂」

^(別筆)
「大僧都」良弁

少僧都「慈訓」

佐官 「平采」

三綱

知事「承教」

都維那「仙主」

可信 「善季」

ここでは桂心一〇〇斤（二二・三kg）が出蔵されているが、この記録については、出蔵するきっかけとなった請求文書が現存する。

施薬院請物

桂心壹佰斤東大寺所収者

右、件薬、為 用所 尽、既

無 院裏。今欲 買用、亦無

売人、仍請如 件、

天平宝字三年三月十九日

^(勅筆)
「且」 葛木戸主

右に掲げた史料は、その日付・対象薬物・請求量から判断して、

④に対応するものと想定される。すなわち、この史料と④とを連関

させることよって、施薬院が、桂心購入に努めるも売人不在のた

め、天平宝字三年三月一九日に葛木戸主を通じて桂心をしかるべき

ところへ請求し、同二五日付けでそれが許可されたと理解できるだ

らう。

桂心は、様々な合薬の場面で用いられる薬物で、施薬院にとって

必要不可欠なものであったに違いない。ただ、その桂心は、一方で、

八世紀の日本列島では採取できないとされる貴重なもので、施薬院

は何らかの特別なルートを通じて入手していたと思われる。ところ

が、天平宝字三年三月時点における施薬院での桂心使用量が、その

ルートによる桂心の供給量を超してしまい、その結果、施薬院は桂

心をしかるべきところに請求したのだろう。

ところで、しかるべきところとはどこであろうか。それは、前掲「施薬院請文」に別筆で「宜」と書かれているが、おそらく、その記者のもたろう。

その記者をめぐっては、前にふれた天平勝宝九歳正月一八日「請沙金注文」における「宜」の記者とあわせて、議論がある。「宜」と施すことが可能な人物は第一に天皇であり、単純に各時期の天皇だとすれば、「請沙金注文」における「宜」(「A」とする)が孝謙天皇の筆、「施薬院請文」における「宜」(「B」とする)が淳仁天皇の筆になる。⁽³⁶⁾しかし、「双倉北雑物出用帳」の当該期周辺の記録には、豎子や紫微中台(坤宮官)官人など、光明皇太后や孝謙天皇に近い人物が散見されることから、A・Bともに孝謙天皇の筆とみることができるといわれる。⁽³⁷⁾また、例えばいわゆる「国家珍宝帳」⁽³⁸⁾に同帳が(光明)「皇太后御製」によると記されているように、光明皇太后の行為に対し「御製」という語の使用が認められることなどから、A・Bともに光明皇太后の筆による⁽³⁹⁾ともいわれている。

「御製」記載は①②④に確認できるが、請求文書が現存する②④に共通することは、各請求文書(②の場合は「請沙金注文」、④の場合は「施薬院請文」)に「宜」が存在することである。おそらく、その記載を受けて、「双倉北雑物出用帳」において「御製」とされたのだろう。だとすると、請求文書が現存しない①についても、許可と同時にそこに「宜」と書かれた、すなわち、孝謙天皇か光明皇太后から直に許可が下りたと考えられる。

論を戻して、今、マイクロフィルムの焼き付けによってA・Bを検じると、一見すれば同筆とは思えないが、愚見に迷うところ多く、遺憾にも決定的なことは判断しかねる。⁽⁴⁰⁾しかしながら、諸史料を通覧する限り、施薬院は、光明皇太后・孝謙天皇ラインとの結びつきが圧倒的に強く、淳仁天皇とは疎遠であるため、A・Bは光明皇太后か孝謙天皇の筆によるものであることは間違いない、場合によっては、A・Bのどちらか一方が光明皇太后の筆、もう一方が孝謙天皇の筆なのかもしれない。もちろん、孝謙天皇による筆だったとしても、それを促したのが光明皇太后であることに疑いの余地はないだろう。

⑧ 桂心小志伍拾斤

右、依賀陽采女今月廿七日宣、充施薬院合
薬料、付内豎无位秦忌寸牛養、

天平宝字八年七月廿七日

造寺判官禰努連「奥麻呂」

佐伯宿禰「真守」

使外従五位下行大外記兼内蔵助高丘連「比良麻呂」

右席貴衛佐外従五位下高麗朝臣「広山」

大僧都賢太法師「良弁」

三綱小都維那僧「聞崇」

最後に、⑧についてみるが、この部分にも対応する請求文書が現存する。

施薬院解 申す請薬事

桂心小老伍拾斤飯令し箇月

右、件薬、既尽、覓買亦无、因レ此雜薬合レ作

既停、望且請件薬欲作施、今具レ状、謹請レ処

分、謹解、

天平宝字八年七月廿五日内豎无位秦忌寸牛養

知院事外從五位下行大外記兼内感助高丘連「比良麻呂」

知院事僧「慈瓊」

「蚊屋采女宣、宜レ請東大寺所レ収充中用レ」

之者、

廿七日

高丘比良麻呂 奉レ

〔以下異筆〕
「以レ同日、依レ数下充付秦牛養

造寺判官彌努連「奧麻呂」

佐伯宿禰「貞守」

使高丘連「比良麻呂」

右席貴倫佐高麗朝臣「広山」

大僧都賢太法師「良弁」

三綱小都維那僧「聞崇」

ここでは、天平宝字八年七月二五日、桂心の購入に努めたが桂心は無かった旨の文言が記された後、桂心が請求されている。請求にあたって施薬院は解を作成し、知院事であった高丘比良麻呂（枚麻

呂とも）が、自ら孝謙太上天皇の在所に解を持参したと考えられる。

翌々日、太上天皇の裁可は蚊屋（賀陽）采女によって比良麻呂に下され、同日、比良麻呂は使として造東大寺司に向かい、三綱立ち会いのもと、桂心一五〇斤（三三・四五kg）が施薬院に拠出された。⁽¹²⁾

ここで注目される事柄が、施薬院による解・知院事・知院事僧が初出することと、蚊屋采女の仲介とである。史料数が少ないものの、これ以前、施薬院には孝謙太上天皇または光明皇太后から直にその裁可が下されていたのに対し、ここでは、蚊屋采女を通じて下されている。また、それに先立つ請求の際、施薬院は公式令に基づき解を作成している。そこには知院事と知院事僧という役職が初見しており、施薬院組織の整備の跡がうかがえる。

以上のことは、④以降⑧までの間に、施薬院を取り巻く環境が大きく変化したことを示すものと思われる。それは、まずもって、天平宝字四年六月の光明皇太后没によるものである。

皇太后没後、施薬院の上級官司である坤宮官は、天平宝字六年頃に廃止され、その職務は、内匠寮や内豎所など、孝謙太上天皇に比較的近い機関に引き継がれたという。⁽¹¹⁾ そのなかで、施薬院は、孝謙太上天皇の直属下で存続したとされる。⁽¹³⁾

ちなみに、『統紀』によると、坤宮官の廃止と同じ天平宝字六年、前年の凶作を契機に各地で飢饉や災害が多発したことがわかる。そして、翌同七年にはそれらがピークを迎え、やがて、まだそれらが収束しない同八年に恵美押勝の乱が勃発する。⑧において桂心が入

手不可能である事態は、そのような世の混乱ぶりを象徴しているだろう。

こうした状況の下、施薬院は京中で施薬に従事していたのだから、光明皇太后没後にあっては自然と機能低下に陥る可能性があったはずである。そこで、おそらく、坤宮官が廃止され、災害や飢饉の多発し始めた天平宝字六年から同八年のいずれかの時点で、施薬院の組織整備がなされたと思われる。知院事や知院事僧はその所産であろう。

なお、「双倉北雑物出用帳」の⑥では、天平宝字五年三月二十九日、高丘比良麻呂の宣旨によって、二二種の薬物が内裏に献じられ、六種の薬物が僧侶に、六種の薬物が病者にそれぞれ施され、四種の薬物が「病者施料」⁽⁴⁶⁾として櫃ごと双倉の中間に遷置されている。ここで宣旨を下している比良麻呂は同時に「使」としても連署しており、⑥に「施薬院」は明記されていないが、彼のこの行動には施薬院が関与していたとみて間違いない。⁽⁴⁷⁾

この比良麻呂による大規模な薬物の移動は、光明皇太后の一周忌供養を控えてのことだろうが、特に、四種の薬物の、櫃ごと双倉の中間への遷置という処置は、光明皇太后没後、東大寺正倉薬物の出蔵においてその手続きが煩雑化したことへの対処であったと思われる。また、皇太后没後に「双倉北雑物出用帳」から「御製」記載が消滅することは、皇太后没を機に、御物の出納体制が変化したことのあらわれであり、⑧において、蚊屋采女經由で施薬院に天皇の裁

可が伝達されているのは、その結果だろう。そして、天平宝字六年三月に双倉の中間に遷置された四種の薬物が、様々な処方に用いられた甘草・大黄・人参（史料中では「人心」）・桂心であることは、光明皇太后没後、施薬院など、薬物を請求する側が薬物入手の遅延化を危惧していたことと関わりと考えられる。その後、飢饉や災害が猛威を振るうなか、天平宝字六年から同八年のいずれかの時期に、施薬院の組織が整備され、⑧に至るのである。

ところが、⑧の翌年の天平神護元年（七六五）四月に、恵美押勝の乱後の処置として、藤原不比等の功封が朝廷に返納された。⁽⁴⁸⁾前述したように、施薬院の草薬入手の財源は、光明皇后の職封と藤原不比等の功封の庸物であり、ここに至って、施薬院は前者に続き後者までも喪失したのである。これが施薬院の機能低下へ作用したことは間違いない。

それと同時に、称徳天皇の下で、かつての坤宮官の諸権能が勅旨省に集約していったこと⁽⁴⁹⁾も見逃しがたい。特に、王家の家産管理における勅旨省の役割は絶大で、称徳朝における東大寺正倉御物の出納は、「双倉北雑物出用帳」の記載から判断して、太政官と連携しながらも、勅旨省が中心となって行われるようになったとされる。⁽⁵⁰⁾

⑧以降、施薬院が御物の史料から姿を消すのも、このためだろう。そして、おそらく、施薬院も勅旨省經由で薬物入手するようになり、そうした体制下で活動を続けていったと思われる。勅旨省管下であれば、勅旨省經由での薬物入手が可能だったと考えられるから

である。

おわりに

以上、天平二年に設置された「(施)薬院」を明示する八世紀の史料を列挙して、施薬院の考察を行い、坤宮官の廃止にともない施薬院の組織整備が進んだことを指摘した。

従来、⑧以降、奈良時代においては、施薬院が史料に確認されないことから、⑧の後まもなくして、施薬院は機能を停止したとされる⁽⁵¹⁾。確かに、⑧以降、施薬院はしばらく史料上から消える。とはいえ、それは、施薬院の停止を物語るものではない。

当初、施薬院の薬物入手は諸国による貢進に依存していた。ところが、それからしばらくすると、施薬院は、出挙利稲を経費に充てる一方で、それを用いて薬物を手入するようになったと考えられる。そして、聖武太上天皇没後には東大寺正倉からも薬物を手入するようになった。ただ、これらの想定を導く史料は、直接的には、施薬院による京中での施薬や合薬、あるいは諸国による薬物貢進を扱ったものではなく、御物の出納に関連するものが多い。天平宝字八年を最後に施薬院が史料上から消えると、あたかも施薬院が停廃したかのような印象を受けるが、それは、施薬院関連の史料の現存状況が以上のような状況だからであり、御物の出納が勅旨省に集約された結果に過ぎないのである。

逆に、施薬院による京中での施薬や合薬に直に言及する史料が皆無であるという状況は、それこそが施薬院の一般的職掌であったことを意味するのだろう。「統紀」が、各官司における一般的職掌の遂行を逐一記載することはない。そればかりか、施薬院は、弘仁年間に実質的に五位以上の官に昇格するが、それ以前は六位以下の官であり、六位以下は原則不記載という立場をとる「統紀」に、施薬院があまり登場しないのにもうなずける。すなわち、これらのことから、施薬院は、⑧以降も存続していたといえるだろう。

もちろん、天平神護元年以降、不比等功封の返上により、施薬院はある程度の機能低下を余儀なくされた。しかし、同じ頃、勅旨省を中心とする、東大寺正倉御物の出納体制が構築されつつあり、施薬院も、同省を通じて薬物を手入し、その活動を継続させていったものと考えられる。後に、勅旨省は勅旨所となり、やがて、その機能は、内蔵寮や、弘仁元年(八一〇)創設の蔵人所に吸収され⁽⁵²⁾、その過程で、東大寺正倉御物の出納も、蔵人所や内蔵寮が、それ以前から勅旨省と連携して御物の出納に参与してきた太政官とともに関わる在り方へと移行していったが、同時期、施薬院は、再整備された⁽⁵³⁾。おそらく、その再整備は、御物出納体制の変化と関わるものであったと推されるが、その検討については、次稿以降の課題としたい。

註

- (1) 日本古代における施薬院・悲田院についての研究は、主なものとして、新村拓「悲田院と施薬院」『日本医療社会史の研究』法政大学出版局、一八八五年、初出「古代における施薬悲田院について」一九七六年、久米幸夫「悲田院の沿革とその終焉——その二、三の疑問——」『日本医学史雑誌』25—1、一九七九年、古瀬奈津子「告朔についての一試論」『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八〇年、網野善彦「古代・中世の悲田院をめぐって」(北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』吉川弘文館、一九八五年)、宮城洋一郎「光明皇后の悲田院・施薬院」『日本仏教救済事業史研究』永田文昌堂、一九九三年、初出一九八八年)、藤本佳男「悲田院とその周辺」(日野昭博士還暦記念会編『日野昭博士還暦記念歴史と伝承』永田文昌堂、一九八八年)、菅澤庸子「平安京施薬院の位置について」(『京都市歴史資料館紀要』8、一九九二年)、井山温子「施薬院と悲田院について——賢子(内賢)との関係から——」(園田香融編『日本古代社会の史的展開』塙書房、一九九九年)、勝浦令子「七・八世紀の仏教社会救済活動——悲田・施薬活動を中心に——」(『史論』54、二〇〇一年)、奥山芳広「正倉院文書」と『続日本紀』に見る光明皇后創設の施薬院(所功先生還暦記念会編『國書・逸文の研究』臨川書店、二〇〇一年)が挙げられる。
- (2) 『統紀』天平元年八月戊辰条。なお、皇后宮職設置について、『統紀』には、設置そのものの記事はないものの、天平元年九月乙卯条で皇后宮職官人の補任がなされており、皇后宮職設置は光明子立后後まもなくのことだったと考えられる。
- (3) 新村前掲註(1)論文、井山前掲註(1)論文。論の分散を防ぐため、ここではこれら先行学説に従いたい。
- (4) 『統紀』慶雲四年四月壬午条。
- (5) 『公卿補任』養老四年条。
- (6) 『統紀』天平一三年正月丁酉条。
- (7) 藤原不比等功封については、竹内理三「貴族政治とその背景」(『貴族政治の展開』竹内理三著作集第五卷、角川書店、一九九九年、初出一九五二年)、井上薫「長屋王の変と光明皇后」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、一九六一年、初出一九五七年)、林陸朗「光明皇后」(吉川弘文館、一九六一年)、園田香融「国造豊足解」をめぐって二、三の問題」(『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年、初出一九五九年)、野村忠夫「武智麻呂と房前——八世紀前半のための一断章——」(『律令政治の諸様相』塙書房、一九六八年、初出一九六七年)、高橋崇「藤原氏と律令制給与」(『律令官人給与制の研究』吉川弘文館、一九七〇年)、関口裕子「日本古代の豪貴族層における家族の特質について」(『原始古代社会研究』5・6、一九七九・八四年)、時野谷滋「日唐食封制二題」(『飛鳥奈良時代の基礎的研究』国書刊行会、一九九〇年、初出一九八〇年に加筆)、河内佐智子「藤原不比等功封について」(『奈良史学』6、一九八八年)、福原栄太郎「古代における贈位・贈官について」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』下、塙書房、一九八九年)、井山温子「不比等功封の相続について」(『日本歴史』32、一九九三年)、吉川敏子「律令貴族と功封」(『律令貴族成立史の研究』塙書房、二〇〇六年、初出一九九四年)、吉川貞司「大皇家と藤原氏」(『岩波講座日本通史』5、岩波書店、一九九五年)を参照。なお、慶雲四年から天平一三年にかけての不比等功封数の変化についての学説整理は、福原・井山・吉川各氏の論文に譲る。
- (8) 前掲註(1)讀論文。
- (9) この点につき、『興福寺略年代記』は、両院の設置を養老五年の冬とする。
- (10) 前掲註(1)諸論文。
- (11) 『奈良六大寺大観』第七卷(補訂版、岩波書店、一九九九年)。
- (12) 『大正新脩大藏經』卷八五—一三三五—一三三八頁。
- (13) 宮城前掲註(1)論文、井山前掲註(1)論文。
- (14) 新村前掲註(1)論文、勝浦前掲註(1)論文。

- (15) 井山前掲註(1) 論文、勝浦前掲註(1) 論文。
- (16) 興福寺以外には、例えば四天王寺に施薬院(太子伝古今目錄抄)所引「大同縁起」(『大日本仏教全書』)や敬田院・悲田院・療病院(『四天王寺御手印縁起』根本本(『同』)がある。また、その寺院内に施設があったかどうかは判じ得ないが、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に「悲田分」が、『西大寺資財流記帳』(寧楽遺文)に「施薬料」や「薬院」が、それぞれ見られ、諸寺において施薬・悲田活動が行われていたと想定されている。
- (17) 唐代悲田養病坊については、道端良秀「仏教と社会事業」(『唐代仏教史の研究』法蔵館、一九五七年)、善峰憲雄「唐朝時代の悲田養病坊」(『龍谷大学論集』389・390、一九六九年)、高瀬奈津子「唐代悲田養病坊の変遷とその成立背景」(『仏教史学研究』45-1、二〇〇二年)を参照。また、施薬院と悲田養病坊との関係にふれたものとしては、新村前掲註(1)論文、勝浦前掲註(1)論文などがある。
- (18) 『冊府元龜』卷三三三(宰輔部・謀猷三・宋璟、鳳凰出版)。
- (19) 同右。
- (20) 『李徳裕文集校箋』卷二二「論兩京及諸道悲田坊」(河北教育出版社)。
- (21) 唐代以前の諸例については、道端前掲註(17)論文の参照を願う。
- (22) 渡辺晃宏「二条大路木簡と皇后宮」(奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸跡 本文編』第V章、一九九六年、初出一九九五年)。
- (23) 同出土層からは、「天平」と記された墨書土器が出土している(奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸跡 本文編』、一九九六年、初出一九九五年)。
- (24) 同じ出土層からは、「天平十二年」と記された墨書土器や神亀二年から天平一年までの木簡が出土している(同右)。
- (25) 『木簡研究』11(一九八九年)。なお、(表・裏)は便宜的に付した。
- (26) 同右。
- (27) 勝浦前掲註(1)論文。
- (28) 『大日本古書』(以下、『大日古』二一一八〇)。
- (29) 『大日古』四一七二〜一七五。
- (30) 朝比奈泰彦編『正倉院薬物』(植物文献刊行会、一九五五年)、宮内庁正倉院事務所編・柴田承二監修『図説 正倉院薬物』(中央公論新社、二〇〇〇年)。
- (31) 『大日古』四一八七、〇五。
- (32) 福山敏男「東大寺の諸倉と正倉院宝庫」(『日本建築史研究』墨水書房、一九六八年、初出一九五二年)。
- (33) 『大日古』一三一・二〇七。
- (34) 宮内庁正倉院事務所前掲註(30)編著を基に、一斤(小斤)を二・三gで計算した。なお、以降の計算についてもこれに同じ。
- (35) 『大日古』一四二・二七九。
- (36) 宮内庁正倉院事務所編『正倉院の書蹟』(日本経済新聞社、一九六四年)。
- (37) 奈良国立博物館『第53回正倉院展』(二〇〇一年)。
- (38) 『大日古』四一七二〜一七二。
- (39) 福山前掲註(32)論文、古尾谷知浩「東大寺正倉院勅封蔵の出納体制」(『律令国家と天皇家産機構』塙書房、二〇〇六年、初出一九九七年)。
- (40) 柳雄太郎「正倉院北倉の出納関係文書について」(『書陵部紀要』27、一九七五年)は、A・Bともに「天皇・太上天皇あるいは皇太后の親筆」とする。
- (41) 『大日古』一六一・一五〇四。
- (42) 当該「施薬院解」の経過についてふれた論考として、早川庄八「宣旨試論」(岩波書店、一九九〇年)、鷲森浩幸「八世紀の王家の家産」(『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房、二〇〇一年、初出一九九六年)、古尾谷前掲註(39)論文がある。
- (43) 瀧川政次郎「紫微中台考」(『法制史論叢』律令諸制及び令外官の研究)角川書店、一九六七年、初出一九五四年)、鬼頭清明「皇后宮職論」(『古代木簡と都城の研究』塙書房、二〇〇〇年、初出一九七四年)、中林隆之「律令制下の皇后宮職」(『新潟史学』31・32、一九九三・九四年)、中村順

昭「光明皇太后没後の坤宮官——その写経事業をめぐって——」(『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年、初出、二〇〇三年)。

(44) 山本信吉「内醫省の研究」(『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九五九年)、鷺森前掲註(42) 論文、中村前掲註(43) 論文。

(45) 井山前掲註(1) 論文。

(46) 『大日古』は「病者施薬料」とするが、マイクロフィルムの焼き付けを参照した結果、「病者施料」と改めた。

(47) 延暦六年(七八七)六月二六日東大寺使解(『大日古』二五(附録)一—(三三))には消費した桂心のうち、「一百一十一斤十二兩二分」の桂心について、
依 同枚麻呂宣、充 造寺司。

と記されており、この注記と、天平宝字五年三月の薬物遷置とが関連するならば、この時に「病者施料」として遷置された薬物は、直接的には造東大寺司が管理したとみられる。ただし、桂心以外の三種の薬物(甘草・大黃・人參)については同様の注記がないため、桂心は造東大寺司に、それ以外の三種の薬物は施薬院に、それぞれあてがわれたとも考えられる。

(48) 『統紀』天平神護元年四月丙子条。

(49) 鷺森前掲註(42) 論文、中村前掲註(43) 論文。

(50) 柳前掲註(40) 論文、鷺森前掲註(42) 論文。殊に、後者は、これ以前に勅旨省が存在したものの、⑧の用に勅旨省の関与が確認できないことから、勅旨省が王家の家産管理の中樞になったのは、恵美押勝の乱後であるとするとする。

(51) 前掲註(1) 諸論文。

(52) 古瀬前掲註(1) 論文。

(53) 天平宝字八年七月二七日「施薬院解」において知院事であった高丘比良麻呂の位階は、外従五位下である。しかし、比良麻呂の知院事就任と官位との関係は、後付けであって、彼が知院事に就任した要因は、坤宮官人としての経歴、及び詔勅の作成に関与する大外記と王家の家産管理に携わる

内蔵助という官職であったと考える。

(54) 角田文衛「勅旨省と勅旨所」(『律令国家の展開』角田文衛著作集第三巻、法蔵館、一九八五年、初出一九六二年)。

(55) 古尾谷前掲註(39) 論文。

(56) 『日本後紀』弘仁二年二月庚午条・『類聚符宣抄』弘仁四年正月一日右大臣宣。